ヤスハラケミカル株式会社

証券コード：4957

第64期
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年６月16日（木曜日）午前10時

開催場所

広島県福山市三之丸町８番16号
福山ニューキャッスルホテル　３階「光耀中の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議　　案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

目　　次

第64期定時株主総会招集ご通知…… 1
（添付書類）
事業報告…… 3
計算書類…… 13
監査報告…… 16
株主総会参考書類…… 21

証券コード　4957
2022年５月31日

株主のみなさまへ

広島県府中市高木町1080番地
ヤスハラケミカル株式会社
代表取締役社長　安 原 禎 二

第６４期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月15日（水曜日）午後４時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月16日（木曜日）午前10時
２．場　　所　広島県福山市三之丸町８番16号
福山ニューキャッスルホテル　３階「光耀中の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　第64期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yschem.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

◎事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yschem.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

1. 当社の対応について

・感染予防及び拡散防止のため、株主のみなさまの安全を第一に考え、引き続き縮小した規模で開催させていただきます。

・本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、当社役員及び運営スタッフは検温を含め体調を確認したうえ、マスク着用で応対いたします。

・株主様の座席につきましては、間隔をあけて配置いたします。

・本年の近況説明会は、中止とさせていただきます。

2. 株主様へのお願い

・株主のみなさまにおかれましては、感染症の拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席についてご判断くださいますようお願い申しあげます。特に、ご高齢の方、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方におかれましては、くれぐれもご無理なされないようお願い申しあげます。

・感染リスクを避けるため、**可能な限り書面（郵送）にて議決権の事前行使をお願い申しあげます。**

3. ご来場いただく株主様へのお願い

・受付前に検温をさせていただき、発熱があると認められる方は入場をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

・会場内におきましては、マスクのご着用と、受付での手のアルコール消毒をお願いいたします。

その他にも感染防止の措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変化が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yschem.co.jp/）にてお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置が断続的に適用された影響により一部業種によっては消費停滞がみられたものの、活動は徐々に正常化に向かいつつあり、持ち直しの兆しがみられました。しかしながら、依然として続く部材・半導体不足に加え、資源価格の高騰、円安の影響などにより総じて厳しい状況で推移いたしました。また、世界経済におきましても、同様に経済活動が再開され回復の兆しがみられましたが、部材不足や原材料価格の高騰に加え、ウクライナ情勢など、先行きは不透明な状況が続いております。

当社が関係しております粘着・接着・香料・電子材料・ラミネート業界におきましては、全体的には持ち直しが見られたものの、原材料高、価格競争等により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような経済情勢のなかで、当社といたしましては、市場や顧客ニーズの変化を的確に把握し、高付加価値製品の開発、国内外の新規顧客の開拓及び取引先との関係強化に積極的に取り組み、販売の拡大に努めてまいりました。また、原材料の高騰が続くなかで生産の合理化・効率化をはかり、利益の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は12,570百万円（前事業年度比110.8％）と増収になり、経常利益は1,128百万円（前事業年度比234.9％）、当期純利益757百万円（前事業年度比227.0％）と増益になりました。

各部門の状況は次のとおりであります。

・テルペン樹脂部門

自動車用品用途のテルペンフェノール樹脂及び粘着テープ用途のテルペン樹脂が好調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比105.1％と増収になりました。

・化成品部門

香料分野が低調に推移した一方、塗料用途の化学品、木工用途のワックス及び電子材料分野が好調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比115.4％と増収になりました。

・ホットメルト接着剤部門

自動車部品用途の接着剤が低調に推移した一方、食品用途の押出グレード及び包装用途の汎用ホットメルト接着剤が好調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比111.1％と増収になりました。

・ラミネートフィルム部門

光沢化工紙用ラミネートフィルムにおける新規顧客の獲得により好調に推移しました。その結果、当事業全体の売上高は、前事業年度比123.0％と増収になりました。

部門別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当事業年度売上高	構成比	前事業年度比
テルペン樹脂	4,568	36.3 %	105.1 %
化成品	4,770	38.0	115.4
ホットメルト接着剤	2,696	21.4	111.1
ラミネートフィルム	535	4.3	123.0
合計	12,570	100.0	110.8

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は427百万円であり、当事業年度に取得しました主なものは、新居浜工場のテルペン樹脂製造設備であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、設備投資資金は、自己資金によっております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第61期 2019年３月期	第62期 2020年３月期	第63期 2021年３月期	第64期 (当事業年度) 2022年３月期
売上高(千円)	14,080,228	12,209,172	11,343,249	12,570,780
経常利益(千円)	975,163	191,313	480,194	1,128,183
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	469,472	△823	333,762	757,520
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	45.69	△0.08	32.48	73.73
純資産(千円)	18,802,364	18,519,281	18,801,455	19,341,745
1株当たり純資産額(円)	1,829.97	1,802.43	1,829.91	1,882.54
総資産(千円)	23,563,895	25,836,438	25,194,619	24,981,694

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、事業年度中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）及び事業年度末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる財産及び損益に与える影響はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、経済活動は徐々に再開しておりますが、引き続き部材・半導体不足の影響に加えて、ウクライナ情勢によるさらなる資源価格の高騰や円安によるコスト増加、物流停滞などを背景に依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況において当社は、高付加価値製品の研究・開発に注力し新規分野への展開に努め、また、国内外市場における新規取引先の開拓、既存取引先との関係強化を積極的に進めると同時に、生産効率の向上、業務の合理化を図り、収益性の改善・拡大に全社をあげて取り組んでまいります。人材育成についても重要課題と認識しており、社員の知識・技術の向上を通じて業務効率化を推進するとともに、意識改革に取り組み、引き続き一人ひとりの持続的成長、企業体質の強化、収益の拡大に鋭意努力していく所存でございます。

株主のみなさまにおかれましても、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑷ **主要な事業内容**（2022年３月31日現在）

以下の製品の製造及び販売

テルペン樹脂部門：粘着テープ用樹脂、ホットメルト接着剤用樹脂、プラスチック改質用樹脂等

化成品部門：テルペン系合成香料、ポリエチレンワックス、半導体封止用エポキシ硬化剤等

ホットメルト接着剤部門：ホットメルト接着剤等

ラミネートフィルム部門：光沢化工紙用ラミネートフィルム、包装用多層フィルム、産業資材ラミネート等

⑸ **主要な営業所及び工場**（2022年３月31日現在）

本社　広島県府中市高木町1080番地

営業所　東京事務所（東京都中央区）、大阪事務所（大阪市淀川区）

研究所　広島県福山市

工場　新居浜工場（愛媛県新居浜市）、鵜飼工場（広島県府中市）
福山工場（広島県福山市）、総領工場（広島県庄原市）

⑹ **使用人の状況**（2022年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減数
235名	10名減

（注）　使用人数には、社外への出向者は含んでおりません。

⑺ **主要な借入先の状況**（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社中国銀行	1,124百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	985
株式会社三井住友銀行	450
株式会社広島銀行	229
株式会社商工組合中央金庫	50

2．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 22,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 10,839,663株

⑶ **株主数** 1,653名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
ワイエス興産有限会社	1,237千株	12.0%
安原禎二	1,186	11.5
ヤスハラケミカル取引先持株会	930	9.1
敷田憲治	694	6.8
沖津妙子	521	5.1
株式会社中国銀行	511	5.0
有限会社マキ	403	3.9
有限会社宗江	373	3.6
槇本キヨコ	300	2.9
後藤一紀	245	2.4

（注）１．当社は、自己株式を565,358株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

⑴　取締役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安原　禎二	ワイエス興産有限会社　代表取締役社長 有限会社スマイル　代表取締役社長
常務取締役	沖津　弘之	
取締役	敷田　憲治	経営企画部長 有限会社宗江　代表取締役社長
取締役	栗本　倫行	生産本部長
取締役 （監査等委員・常勤）	中居　英尚	
取締役 （監査等委員）	前岡　良	
取締役 （監査等委員）	内林　誠之	弁護士

（注）１．取締役（監査等委員）前岡　良氏及び内林誠之氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）前岡　良氏は、税理士事務所に勤務し、決算手続き、税務申告等の実務経験を通じて専門的識見を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中居英尚氏を常勤の監査等委員として選任しております。
４．当社は、取締役（監査等委員）前岡　良氏及び内林誠之氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当社と各監査等委員は責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとされており、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

⑷　取締役の報酬等

①　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	165,020	165,020	－	－	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23,372 (7,200)	23,372 (7,200)	－	－	3 (2)
合　　計 (うち社外取締役)	188,392 (7,200)	188,392 (7,200)	－	－	7 (2)

(注)　1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年６月16日開催の第58期定時株主総会において年額192,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、５名です。

3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月16日開催の第58期定時株主総会において年額24,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、３名（うち、社外取締役は２名。）です。

4．上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額（取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名に対し23,920千円、監査等委員である取締役１名に対し1,152千円）が含まれております。

② 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

・当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。個々の取締役の報酬については、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には金銭による固定報酬を基本報酬としております。

・基本報酬は、月例の固定報酬に加え、年２回の賞与金および役員退職慰労金の３種類で構成しており、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案しております。また、監督機能を担う社外取締役については、月例の固定報酬のみとし、その職務に鑑み決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

・個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長安原禎二氏がその具体的内容について委任を受け決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、当該権限が適切に行使されるよう、監査等委員会を通じ独立社外取締役とも十分協議を行わなければならないこととしています。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議において決定しております。

⑸　社外役員等に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 前岡　良	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 前岡　良氏は、長年の税理士事務所勤務で培われた財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 内林　誠之	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 内林誠之氏は、弁護士としての専門的見地から、客観的かつ公正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化に十分な役割・責務を果たしております。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴　**名　　称**　　有限責任監査法人トーマツ

⑵　**報　酬　等　の　額**

①　当事業年度に係る会社が支払うべき会計監査人の報酬等の額　　17,500千円

②　会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　17,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　**会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社監査等委員会は、会社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針であります。

また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案して、再任・不再任の決定を行う方針であります。

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**17,498,384**	**流動負債**	**3,606,889**
現金及び預金	4,473,802	買掛金	574,281
売掛金	2,222,287	短期借入金	600,000
製品	2,297,388	１年内返済予定の長期借入金	1,240,060
仕掛品	1,169,643	未払金	542,857
原材料及び貯蔵品	7,064,962	未払法人税等	330,642
前渡金	225,459	前受金	1,076
前払費用	22,677	賞与引当金	161,268
その他	24,385	その他	156,703
貸倒引当金	△2,222	**固定負債**	**2,033,059**
固定資産	**7,483,309**	長期借入金	999,895
有形固定資産	**4,943,009**	退職給付引当金	421,883
建物	847,877	役員退職慰労引当金	604,153
構築物	387,248	その他	7,128
機械装置	676,538	**負債合計**	**5,639,948**
車両運搬具	11,863	**（純資産の部）**	
工具器具備品	84,388	**株主資本**	**19,212,568**
土地	2,779,888	**資本金**	**1,789,567**
建設仮勘定	155,205	**資本剰余金**	**1,729,013**
無形固定資産	**65,037**	資本準備金	1,728,997
投資その他の資産	**2,475,261**	その他資本剰余金	16
投資有価証券	1,506,163	**利益剰余金**	**16,086,079**
繰延税金資産	195,965	利益準備金	138,000
その他	782,775	その他利益剰余金	15,948,079
貸倒引当金	△9,642	別途積立金	15,237,000
資産合計	**24,981,694**	繰越利益剰余金	711,079
		自己株式	**△392,092**
		評価・換算差額等	**129,177**
		その他有価証券評価差額金	**129,177**
		純資産合計	**19,341,745**
		負債・純資産合計	**24,981,694**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**12,570,780**
売上原価	**9,895,530**
売上総利益	**2,675,250**
販売費及び一般管理費	**1,930,104**
営業利益	**745,146**
営業外収益	**394,703**
受取利息及び配当金	25,586
受取家賃	17,078
為替差益	286,713
その他	65,324
営業外費用	**11,666**
支払利息	6,948
手形売却損	3,710
その他	1,007
経常利益	**1,128,183**
特別利益	**74,250**
固定資産売却益	528
投資有価証券売却益	62,911
投資有価証券償還益	10,810
特別損失	**85,891**
固定資産除売却損	10,997
減損損失	74,894
税引前当期純利益	**1,116,542**
法人税、住民税及び事業税	377,873
法人税等調整額	△18,851
当期純利益	**757,520**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年４月１日残高	1,789,567	1,728,997	16	1,729,013	138,000	15,027,000	286,853	15,451,853	△391,967	18,578,467
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						210,000	△210,000	－		－
剰余金の配当							△123,294	△123,294		△123,294
当期純利益							757,520	757,520		757,520
自己株式の取得									△124	△124
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	210,000	424,225	634,225	△124	634,101
2022年３月31日残高	1,789,567	1,728,997	16	1,729,013	138,000	15,237,000	711,079	16,086,079	△392,092	19,212,568

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年４月１日残高	222,988	222,988	18,801,455
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△123,294
当期純利益			757,520
自己株式の取得			△124
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△93,810	△93,810	△93,810
事業年度中の変動額合計	△93,810	△93,810	540,290
2022年３月31日残高	129,177	129,177	19,341,745

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月13日

ヤスハラケミカル株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
広　島　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　原　晃　生

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　秀　敏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤスハラケミカル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月16日

ヤスハラケミカル株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中　居　英　尚　㊞

監査等委員　前　岡　　良　㊞

監査等委員　内　林　誠　之　㊞

（注）監査等委員前岡　良及び内林誠之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当事業年度の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　630,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　630,000,000円

２．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金６円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は61,645,830円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年６月17日といたしたいと存じます。

（注）配当につきましては、すでにお支払いしております中間配当金６円と合わせまして、年間で１株につき12円の配当金とさせていただきたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

⑴　変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

⑵　変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

⑶　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

⑷　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	第15条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2.　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現　行　定　款	変　更　案
附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第58期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第２項の定めるところによる。 （新設）	附則 第１条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第58期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第２項の定めるところによる。 第２条（電子提供措置等に関する経過措置） 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から６ケ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 3. 本条は、施行日から６ケ月を経過した日または前項の株主総会の日から３ケ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	安原禎二（やすはら ていじ） (1953年７月28日生)	1979年６月　当社入社 1987年３月　取締役 1998年６月　代表取締役専務 2000年６月　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ワイエス興産有限会社　代表取締役社長 有限会社スマイル　代表取締役社長	1,186,560株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 安原禎二氏は2000年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
2	沖津弘之（おきつ ひろゆき） (1947年11月19日生)	1983年４月　当社入社 1992年６月　常務取締役（現任） 2005年４月　営業本部長兼技術部統括委嘱 2016年３月　技術部統括委嘱 2016年４月　研究技術統括委嘱	157,320株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 沖津弘之氏は当社において技術部門の責任者並びに生産、販売の部門の本部長を歴任し、同氏のこれまでの幅広い経験から、的確な意思決定を行い事業を多面的に監督する力量を有していると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	敷田憲治（しきた けんじ） （1964年９月12日生）	1999年４月　当社入社 1999年６月　取締役（現任） 2005年４月　購買部長委嘱 2016年４月　経営企画部長委嘱（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社宗江　代表取締役社長	694,800株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 敷田憲治氏は当社において海外、購買、経営企画部門の責任者を務めるなど、経営及び販売・購買の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営戦略策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	栗本倫行（くりもと のりゆき） （1967年７月24日生）	1991年４月　当社入社 2009年６月　技術一部長 2016年４月　生産本部長兼技術一部長 2016年６月　取締役（現任） 2016年６月　生産本部長兼技術一部長委嘱 2019年４月　生産本部長委嘱（現任）	3,900株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 栗本倫行氏は当社の技術部門、生産部門の責任者を務めるなど、生産・技術に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の生産・技術戦略策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。
各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告９頁に記載のとおりであります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	中居英尚（なかい ひでひさ） (1959年12月22日生)	1983年４月　当社入社 2009年２月　新居浜工場長 2014年５月　生産本部長兼新居浜工場長 2014年６月　取締役 2015年６月　生産本部長委嘱 2016年６月　取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	9,400株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 中居英尚氏は当社の生産部門の責任者を務めるなど、生産・技術に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、当社取締役として培った経験が、経営全般への監視や、監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。		
2	前岡良（まえおか りょう） (1948年2月24日生)	1994年３月　在間税理士事務所入所 1994年５月　当社監査役職務代行者 1994年６月　当社監査役 2011年１月　小川税理士事務所入所 2016年６月　当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） 2018年１月　前岡大公認会計士税理士事務所入所（現任）	－株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 前岡　良氏は、長年の税務士事務所勤務で培われた財務及び会計に関する知識を有しており、客観的かつ公正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化を期待するものであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	内林誠之（うちばやし せいし） (1949年5月12日生)	1981年5月　弁護士開業 1994年6月　当社監査役 2016年6月　当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	2,880株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 内林誠之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、他社における社外取締役の経験を有しております。また、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。		

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．前岡　良氏及び内林誠之氏は、社外取締役候補者であります。

3．当社は、前岡　良氏及び内林誠之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。

4．前岡　良氏及び内林誠之氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員(監査役)であったことがあります。

5．中居英尚氏、前岡　良氏及び内林誠之氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の９頁に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2020年６月16日開催の第62期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました瀬尾義裕氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
瀬尾義裕（せおよしひろ） （1974年９月24日生）	2003年10月　ばらのまち法律事務所入所 2006年10月　弁護士法人ばらのまち法律事務所社員（現任）	－株
【選任理由及び期待される役割の概要】 瀬尾義裕氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。		

（注）１．瀬尾義裕氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．瀬尾義裕氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．瀬尾義裕氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の９頁に記載のとおりであります。瀬尾義裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　広島県福山市三之丸町８番16号
　　福山ニューキャッスルホテル　３階「光耀中の間」
　　電話　084－922－2121（代表）

◉交通のご案内

・ＪＲ福山駅下車　徒歩約１分
・山陽自動車道　福山東Ｉ.Ｃ.から約15分
・←---------　会場周辺の一方通行

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。